

## 鹿角市告示第47号

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約予定業務について、鹿角市財務規則（平成11年規則第12号）第114条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

### 随意契約する内容（契約前公表）

(1) 契約に係る役務の名称、数量等	鹿角市都市公園管理業務 内訳：別紙のとおり
(2) 契約相手方の決定方法	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであること。
(3) 見積書の提出方法	提出期限：令和3年4月9日（金）17時 提出先：建設部 都市整備課

令和3年 4月 5日

鹿角市長 児玉一